

くま弁ニュース第3号・第4号の訂正と補足のお知らせ

平成29年11月10日

熊本県弁護士会

1 無料電話相談・情報提供に関する訂正について

熊本地震の被災者向けの無料電話相談・情報提供（TEL：0120-587-858）については、現在は、平日の午前10時～午後4時の時間帯で行なっております。

また現在、この電話相談は、熊本県弁護士会の弁護士が担当しております。

2 自然災害による被災者の債務整理のガイドラインの利用状況について

平成29年11月2日現在で、熊本県弁護士会で受け付けた本ガイドラインの利用状況としては、受付件数が687件、成立件数が168人（債務者の人数）となっております。

3 震災ADRの申込サポート・応諾サポート制度のお知らせについて

震災ADRは、平成28年6月の運用開始から平成29年10月まで100件を超える申立てがあっています。

ADRの申立ては、申立書を熊本県弁護士会紛争解決センターに提出することが必要です。

震災ADRについては、申込サポート制度という、弁護士が申立人の言い分を電話等で聞き取り、代わりに申立書を作成する制度があります。

震災ADRの申し込みをしたいけど、どのように申立書を書いたらよいか分からない等のご不安のある方は、是非ご利用下さい（申立人の7割がこの制度を利用しています）。

なお、震災ADRの申込は、震災ADRの申込用紙に申立人及び相手方の連絡先を記載し、紛争の種類（どのような争いか）にチェックを入れて熊本県弁護士会紛争解決センターに郵送又はFAXするだけで簡単に申し込みできます（なお、申込用紙は熊本県弁護士会のホームページにありますのでご利用下さい。）

また、震災ADRについては、応諾サポート制度という、弁護士が震災ADRの申立てをされた相手方の言い分を聞き取り、答弁書（反論書）を代わりに作成する制度があります。

震災ADRの申立てをされ、これを機会にもめごとを解決したいけど、どのように答弁書を書いたらよいか等のご不安のある方は、是非ご利用下さい。